

川越市

令和8年度障害福祉サービス における留意事項について

障害者福祉課 計画担当

目次

・新規指定(サービス追加)に関して	3
・変更届について	7
・定員の変更について	11
・資格要件について(サ責、サビ管、行動援護・同行援護従業者、相談支援専門員)	12
・廃止・休止に関して	19
・指定更新について	20
・情報公表システム(ワムネット)について	22
・業務管理体制整備の届出について	23
・災害時情報共有システムについて	24
・地域連携推進会議について	25
・第三者評価について	27
・事業所の運営について	28
・その他	31
・お問い合わせ	35

新規指定(サービス追加)に関して

新たに事業所を開設（またはサービスを追加）する場合の主な流れです。

必ず余裕をもってご相談ください。

- ① 事業開始予定日約3か月前:事前相談【来庁】 ※事前相談申し込み手順は次のスライド
- ② 事業開始予定日約2か月前:書類仮提出
揃っている書類を**フラットファイルに綴って提出**。未提出の書類は提出予定を確認します。
※基準上の必要人員が揃っていない場合は受付しないことがあります。
- ③ 事業開始予定日前月10日まで:申請書提出期限**(厳守)**
②で提出した書類の補正等を行い、**補正書類を提出する**締め切り日。
※この日程を過ぎて不備がある申請は受け付けできません。
- ④ 事業開始直前:現地調査(居宅・相談支援以外は必須)

新規指定（サービス追加）に関して

事前相談の申し込み手順について

- （１）追加サービス、場所、定員、おおよその開所予定時期を決定する
- （２）障害者福祉課へ電話でサービス追加の旨を連絡し、事前相談の日程調整を行う
- （３）事前相談シートを**電子申請（LoGoフォーム）で提出**する

<https://logoform.jp/f/1oszo>

- （４）事前相談実施【来庁】

※既存建物の場合は、建物の契約前に建築指導課・開発指導課へご確認ください。

※新築や改築する場合は、平面図確定前に一度ご相談ください。

※事前相談後のスケジュール等は来庁時にお伝えします。

新規指定(サービス追加)に関して

他法遵守の確認表(参考様式10)について

新規指定またはサービス追加の際は必ず**物件等の契約前に**他法遵守の確認表に記載されている関係課に確認してください。

※同じ建物内でサービスを追加する場合も確認が必要です。

他法の要件を満たしていない場合や指導事項に対応していない場合は、人員や設備が指定基準を満たしていても指定できません。

また、障害者福祉課では他法の内容に関する要件確認や指導等はできませんので、必ず所管課に確認いただきますよう、お願いいたします。

新規指定(サービス追加)に関して

- ・ 指定基準をご確認いただき、必要人員を確保してください。

仮申請時に必要人員が確保されていることが確認できない場合やサービス管理責任者等の資格要件が確認できない場合は申請を受け付けないことがあります。

仮申請時には必ず勤務形態一覧表に従業員全員の氏名が入った状態でご提出下さい。

- ・ 仮申請時に建物関係書類(検査済証等)や他法遵守の確認表の提出がない場合、指定希望日での指定ができないことがあります。

- ・ 必要な様式等は川越市公式ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

【川越市公式ホームページ 障害福祉サービス事業者等の新規指定申請】

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006825/1006837.html>

変更届について

○変更届提出期限 変更日から**10日以内**

○主な届け出る事項 下の表のとおり

○提出方法 LoGoフォーム

<https://logoform.jp/f/5almd>

事業所(施設)の名称	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
事業所(施設)の所在地	サービス管理(提供)責任者又は児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
事業所(施設)の連絡先(電話番号)	
申請者の名称	指定地域相談支援の提供に当たる者又は相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴
申請者の主たる事務所の所在地	
申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	運営規程
法人等の種類	協力医療機関・協力歯科医療機関の名称・診療科名・契約内容
登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)	提携就労支援機関の名称
共生型サービスの該当有無	提供する障害福祉サービス等の種類
事業所(施設)の構造概要・平面図・設備の概要	第三者委託により提供する障害福祉サービス等の種類等
障害児対象事業の該当有無	事業実施形態(事業所の種別等)
利用する障害児の推定数	従業者の勤務の体制及び勤務形態

変更届について

○従業員の資格要件や人員配置要件を満たしていない場合

減算や行政処分等の対象になる可能性があります。

配置すべき人員が不在になった等、指定基準を違反するような変更が生じた場合は、
期限までに変更届を提出するとともに、速やかに障害者福祉課へご連絡ください。

○変更届に不備があった場合

不備があった場合は、事業所に連絡いたします。

連絡が取れない／連絡から2週間たっても修正についてご対応いただけない場合、
変更届出書を受領しないことがございますので、ご了承ください。

変更届について

	変更届	体制届
提出先	障害者福祉課 計画担当	障害者福祉課 給付担当
提出期限	変更から10日以内	変更 前月の15日 まで
提出方法	LoGoフォーム(電子申請)	
届出内容	設備・人員・運営基準に関するもの	サービス費の請求、従業者の加配による加算、処遇改善等に関するもの
提出場所	障害福祉サービス事業所等変更届申請 https://logoform.jp/f/5almd	障害給付担当宛て提出書類電子窓口 https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006825/1006831.html#group1

※届出によって、LoGoフォームの回答フォームが異なりますので、ご注意ください

変更届について

○必要な様式について

川越市公式ホームページに
掲載しております。

必ずご確認をお願いします。

障害福祉サービス事業所等の指定更新申請・変更届・廃止届等

いいね!

ページID1006839 更新日 2026年4月15日

印刷 大きな文字で印刷

- ▼ 【重要】人員変更に伴う変更届等提出について
- ▼ 2 変更届について
- ▼ 4 サービス管理責任者実践研修受講に必要なOJT期間の短縮措置について
- ▼ ダウンロード（様式、付表、参考様式、届出確認表）
- ▼ 1 指定更新申請について
- ▼ 3 指定変更申請（定員変更）について
- ▼ 5 廃止・休廃止について

川越市公式ホームページ
ここから様式をダウンロードしてください。

障害福祉サービス事業所等の指定更新申請・変更届・廃止届等

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006825/1006839.html>

【注意】定員の変更について

●定員を増やす

人員や設備を改めて確認する必要があります。**定員変更3か月前にはご相談ください。**

また、以下のサービスは変更届ではなく、**指定変更申請**となります。

- ・生活介護及び就労継続支援A型・B型の利用定員増加
- ・障害者支援施設の施設障害福祉サービスの種類及び入所定員の変更

●定員を減らす

運営規程の変更が必要です。必要書類を揃えたうえで変更届をご提出下さい。

※体制届が変更になる場合は、前月 1 5 日までに体制届もご提出下さい。

サービス提供責任者の資格要件について(概要)

サービス提供責任者として従事するにあたっては、主に以下の要件が必要です。

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
介護福祉士 実務者研修修了者 廃止前の居宅介護従業者養成研修	○	○	○ +同行援護従業者養成 研修応用課程修了	○ +実務5年 ※2
居宅介護職員初任者研修課程修了者 介護職員初任者研修	×	○ +実務3年	○ +実務3年 +同行援護従業者養成 研修応用課程修了	○ +実務5年 ※2
同行援護従業者養成研修一般課程修了者	×	×	※1	×
行動援護従業者養成研修課程修了者	×	×	×	○ +実務3年

※1 3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者については、令和7年4月1日以降に行われる応用課程を修了したものとする。

※2 **令和9年3月末までの経過措置として認められる要件**

上の表は概要であるため、掲載していない資格等詳細については関係法令等をご確認ください。

同行援護・行動援護 従業者の資格要件について

◎同行援護・行動援護の従業者等には、「サービスごとに必要な資格または研修修了書」のほかに
実務経験証明書が必要です。

- ・実務経験証明書(参考様式7)

1 年は実勤務日数 1 8 0 日以上。

実務内容は以下の内容がわかるように記載してください。

《同行援護》

視覚障害児者の介護に従事した日数期間

《行動援護》

知的障害児者又は精神障害児者の介護に従事した日数期間

サービス管理責任者の資格要件について

サービス管理責任者として従事するにあたっては、以下の要件が必要です。

資格に応じた実務経験

1 年は実勤務日数 1 8 0 日以上

実務内容は相談支援または直接支援に従事していたことが分かるように記載してください。

※実務内容が管理者やサービス管理責任者の内容だけではサービス管理責任者の実務経験として認められません。

※配置時に確認する実務経験は、サービス管理責任者としての資格を確認するものです。
更新研修受講時に提出を求められる実務経験とは範囲が異なる場合があります。



- ・サービス管理責任者実践研修の修了
もしくは
- ・サービス管理責任者更新研修の修了

サービス管理責任者の資格要件（よくある質問①）

Q 介護福祉士等の国家資格がある場合、必要な実務経験は3年分か5年分か。

A 国家資格を有する方の実務経験に必要な年数は以下のとおりです。

相談支援の業務または直接支援の業務に従事した期間が3年以上あること

かつ

当該資格に係る業務に従事した期間が3年以上あること

※資格を取得してから3年未満の場合は上記の要件に当てはまらないため、

5年分の実務経験証明書の提出を求められる場合があります。

サービス管理責任者の資格要件（よくある質問②）

Q 他県では5年分の実務経験が必要だが、川越市では3年分でよいと言われた。

A 以下の方は埼玉県サービス管理責任者の資格要件弾力化特区が適用されます。

平成22年12月1日～令和3年3月31日までの間にサービス管理責任者基礎研修を修了した方

実務経験期間の種類	通常必要な実務経験年数	特区適応後の実務経験年数
相談支援の業務棟に従事した期間	通算して5年以上	通算して3年以上
社会福祉主事任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間		
社会福祉主事任用資格者等でないものが直接支援の業務に従事した期間	通算して8年以上	通算して5年以上
相談支援及び直接支援の業務に従事した期間が3年以上かつ医師等の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	通算して3年以上	通算して3年以上

サービス管理責任者の要件及びOJT期間短縮について

基礎研修修了後に実践研修を受講するまで、OJT期間2年以上が必要ですが、
基礎研修受講開始時において、すでに実務経験者である者が、個別支援計画作成の業務に従事する場合はOJT期間を6か月以上に短縮することができます。

この適用にあたっては**本市へ届出をしていただくことが要件**となっております。

制度の適用を受ける場合、事前に障害者福祉課へご連絡の上、必ず要件をご確認いただき、

①「サービス管理責任者についての変更届等(OJT期間短縮適用者)」の書類一式
(基礎研修受講開始時までの実務経験証明書含む)

②「県指定の様式」を配置後10日以内にご提出いただきますようお願いいたします。

様式は以下の川越市公式ホームページに掲載しています。

【川越市公式ホームページ 障害福祉サービス事業所等の指定更新申請・変更届・廃止届等】

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006825/1006839.html#group5>

(参考)埼玉県ホームページ「埼玉県サービス管理責任者等実践研修」→研修制度の改正について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/kensyu/sabikan-jissen.html>

相談支援専門員の資格要件について

相談支援専門員として従事するにあたっては、以下の要件が必要です。

- ・資格に応じた実務経験
(障害者の医療・福祉等の分野における直接支援・相談支援の業務)

+

- ・相談支援従事者初任者研修の修了
もしくは
・相談支援従事者現任者研修 または 主任相談支援員研修
(※5年ごとにどちらかの研修を修了している必要有)

必要な実務経験年数等については以下のページに資料がございます。

○埼玉県ホームページ「埼玉県相談支援従事者初任者研修」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/sodan-syoninsyakensyu.html>

廃止・休止について

廃止・休止の連絡を廃止（または休止）予定日直前にする事業所が増えております。

事業所を廃止・休止する場合は下記の点ご注意ください。

- ①廃止・休止をする予定日の**3か月以上前に**障害者福祉課へご相談下さい。
- ②**廃止・休止予定日の1か月前**(9月末に廃止の場合は、8月末)までに**書類をご提出**下さい。(期限厳守)

※上記期限を過ぎたものは**受け付けいたしません。**

- ③**利用者がいる場合は、必ず引継ぎを済ませて下さい。**利用者の引継ぎ名簿もご提出いただきます。

※利用者の引継ぎがされていない場合は受け付けできない場合がございます。

○休止中の場合は、指定有効期間までに事業を再開しない場合、指定更新ができません。

廃止届様式は以下のURLからダウンロードしてください

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006825/1006839.html#group6>

指定更新について

指定事業者は6年に1回指定更新申請を行う必要があります。

指定更新時には改めて指定要件（有資格者の資格等）を確認いたします。

以下の手順でお手続きください。

①川越市から指定更新に関する案内が届く

②指定更新申請書等をLoGoフォームで提出

指定更新申請書提出LoGoフォームURL：<https://logoform.jp/form/6bSV/1509988>

③書類不備等修正・追加提出

④指定通知書(更新)が川越市から法人宛に送付される⇒更新完了

※指定通知書の再発行はしませんので、大切に保管してください。

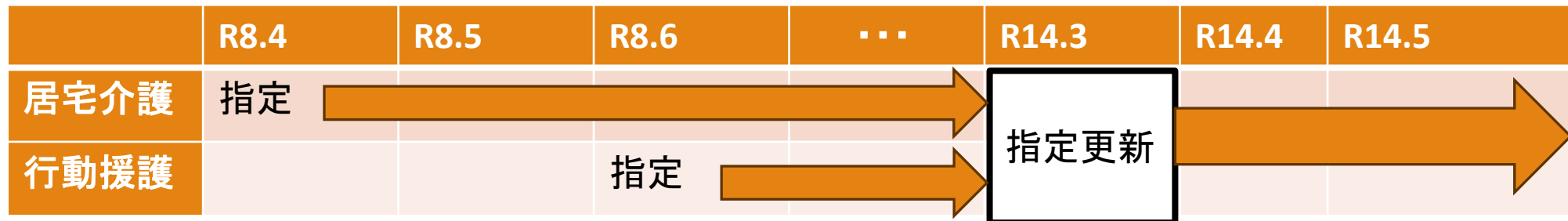
指定更新について

同一事業所で複数のサービスを受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合、有効期限を合わせて更新することが可能です。

有効期限を合わせて複数のサービスを同時に更新することを希望する場合は、指定更新時にその旨お伝えください。

【有効期限を合わせて複数のサービスを同時に更新することができるサービス】

- ・ 同一事業所で行う訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）
- ・ 同一事業所で行う多機能型（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援のみ）



情報公表システム(ワムネット)について

事業所は、障害福祉サービス等情報公表システムで情報を公表することとなっています。

①事業所詳細情報更新（申請）時期

既存事業所：毎年度5月～7月末

※前年度と変更がない場合も毎年度報告が必要

新規事業所：新規指定から1月以内

②経営情報申請時期

決算月から3か月以内

※経営情報は川越市から入力時期等の案内をいたしませんので、事業所で入力時期の確認をしてください。

マニュアル等は以下のホームページに掲載されています。

障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

業務管理体制整備の届出について

平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等は、法令順守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられており、届出先は、事業所の所在地によって異なります。

事業所等の区分	届出先
1 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省
2 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって全ての事業所等が川越市に所在する事業者等	川越市
3 障害福祉サービス事業、障害者支援施設、一般相談支援事業、障害児通所支援事業を行うすべての事業所が川越市内に所在する事業者	川越市
4 1及び3以外の事業者等	埼玉県

関係通知及び川越市への提出様式は下記ホームページをご覧ください。

埼玉県や厚生労働省へ提出する場合、お問い合わせ等は提出先の自治体にお願いします。

【川越市公式ホームページ】障害福祉サービス事業者等の業務管理体制整備の届出

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006825/1006838.html>

災害時情報共有システムについて

対象となる災害が起こった際、障害福祉サービス事業所等は、**災害時情報共有システムを通じて被災状況の報告を行う**ことになります。

登録されたメールアドレスに被災状況の報告依頼のメールが届きますので、メールアドレスを変更する場合は、以下のホームページをご覧ください、メールアドレス変更の手続きをしてください。

詳細は以下の川越市公式ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

【川越市公式ホームページ】 災害時情報共有システム

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006842/1006843.html>

※ 1年に1回システムの操作訓練もありますので、案内があった際にはご参加ください。

地域連携推進会議について

共同生活援助事業所（グループホーム）及び障害者支援施設は、**年に1回以上、**利用者等を構成員とした「地域連携推進会議」を開催する必要があります。

また、会議については、記録を作成するとともに、その記録をホームページや事業所内への掲示等により、公表しなければなりません。

詳細は以下の川越市公式ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

【川越市公式ホームページ】地域連携推進会議等について

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006825/1019813.html>

川越市公式ホームページについて

川越市公式ホームページの以下のURLに、事業所向けの情報を掲載しております。

申請・届出関係の関連ページのリンクもまとめておりますので、必ずご確認ください。

【事業者向け】 障害福祉サービス事業所等の運営に係る届出等

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006825/1014343.html>

特に様式のダウンロードファイルの場所に関する問い合わせが多くあります。

一度上記のホームページをご覧いただいた上で、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

第三者評価について

第三者評価とは、「福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から」評価を行うものです。

社会福祉法に基づき、障害福祉サービス等事業を含む社会福祉事業者は、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされております。

各事業所におかれましては、福祉サービスの質の向上のため、第三者評価の導入をご検討ください。

◎資料【埼玉県福祉サービス第三者評価のページ／リンク集】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/910-20091208-48.html>

事業所の運営について

近年においても、行政指導（勧告等）や行政処分（指定取消等）が執行されております。

指定基準を理解せず事業を行っている場合、指定基準違反となる等、行政処分の対象となる可能性があります。行政処分を受けると、基準違反や不正請求等により、指定取消となる場合があります、利用者の方も不利益を受けることになってしまいます。

事業者自身で各基準について改めて確認し、適切な事業所運営をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

（近年の行政処分の内容例）

利用者に対して、実際は従業者 1 名のみで支援したにもかかわらず、従業者 2 名による支援を行ったとしてサービス提供記録の改ざんを行い、不正に介護給付費を請求した。

事業所の運営について 参考①

以下のホームページに資料が掲載されています。事業所運営の際にご活用ください。

- 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

- 意思決定支援に係るガイドライン等(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00026.html

- 障害者虐待の防止と対応の手引き(身体拘束適正化等)(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

事業所の運営について 参考②

以下ホームページに資料が掲載されています。事業所運営の際にご活用ください。

●共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン(厚生労働省HP)

●地域連携推進会議の手引き(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

●就労支援事業会計の運用ガイドライン(川越市HP)

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006825/1022527.html>

●就労選択支援実施マニュアル(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html

その他①

施設、事業所メールアドレスについて

自治体からの通知や各団体からの研修案内等をメールで送付しております。

メールアドレスの変更がありましたら、必ずご連絡下さい。

また、**市からのメールはこまめに確認**していただきますよう、お願いします。

特に以下の事業所からメールの再送依頼をいただくことがあります。

- ・ 担当者個人のメールを市の連絡用のアドレスに登録している事業所
- ・ 法人のメールアドレスに登録している事業所

メールに気づかず対応できなかったという事態にならないよう、法人内や事業所内で連携をとっていただきますよう、お願いします。

その他②

障害福祉サービス事業所等説明会について

障害者福祉課では、毎年障害福祉サービス事業所等説明会を動画で実施しています。

集団指導は異なり、昨年度からの変更点や事業所運営上の留意事項等を中心とした説明会ですので、必ず動画を視聴していただきますよう、お願いします。

その他③

現在川越市で不足しているサービス

現在、**重度の身体障害や知的障害**のある障害児・者や、**医療的ケア**が必要な方が利用可能な以下のサービスを提供する事業所が不足しております。

- 生活介護
- 短期入所
- グループホーム（共同生活援助）

その他、相談支援専門員についても不足しております。

引き続き、**相談支援事業所の開設や、相談支援専門員の増員**について、ご検討をお願いいたします。

- 一般相談支援、特定相談支援（障害者に対する相談支援）
- 障害児相談支援

その他④

事業所開設時に活用できる補助金について

- 社会福祉施設等施設整備国庫補助金

事業所の新築費用（家屋本体の建築費のみ、外構や備品等は対象外）について、一部の補助を行う。

→整備の前年度に市の審査を受ける必要があります

- 川越市障害者等相談支援事業所整備促進補助金（令和8年度まで）

相談支援事業所開設時の備品（消耗品は対象外）について、1件につき50万円を上限として補助を行う。予算に達し次第終了。

お問い合わせ

〒350－8601川越市元町1－3－1

川越市 福祉部 障害者福祉課 計画担当

TEL: 049－224－6307(直通)

E-mail: shogaisha●city.kawagoe.lg.jp ※●を@に変えて送付してください。

事業所の指定、指定変更、人員基準や設備基準等のお問い合わせ

上記に関する書類の提出

※加算や処遇改善は障害給付担当です。